

2021.2.22

県内テニス愛好家の皆さんへ

埼玉県テニス協会

会長 三戸一嘉
副会長兼事務局長 油井正幸
理事長 上羅 廣

新型コロナウイルス感染対策としてのワクチン接種がようやく開始となり、希望の光が見えてきた今日この頃ですが、当協会からテニスを愛する皆さんへ「県民総合スポーツ大会」に関連した意見広告を致しますので、何なりとご意見をお寄せ下さい。

当協会が開催する主要な大会（埼玉県春季一般テニス大会等）は、従来から、埼玉県県民生活部への申請により、「県民総合スポーツ大会」の冠をつけた大会として開催し、優勝者等には知事名の賞状が授与されます。2021年度についても県から申請に係る調査案内が来ましたが、対象とする大会の申請要件が今までよりも厳格なものとなりました。

具体的には、

- (1) 大会の名称に必ず「県民総合スポーツ大会」の冠をつけること
 - (2) 大会の開催要項では、「埼玉県」を共催とすること
 - (3) 大会開催前に、必ず「開催要項」を提出すること
- となっております。

これが何を意味するかというと、「県民総合スポーツ大会」の「総則」第6項に「参加資格」の規定があり、そこには「開催年度4月30日現在、埼玉県に在住、または在学、もしくは在勤するもの」と定められています。

この規定に当てはめた場合、県内で開催されるJTAジュニアランキング対象大会である「埼玉県ジュニアテニス選手権大会等」は県民総合スポーツ大会の冠をつけることができなくなります。どうしてかと言うと、現在、関東地域（1都8県）では、関東テニス協会が運用するランキングシステムが使われていますが、このランキングへ反映されるポイントを獲得するためには、関東テニス協会の「公認」が必要です。ところが、そのランキングシステムのベースとなっている規則の「大会参加資格」に大きな問題があるのです。

その資格とは「埼玉県に所在する団体（テニスクラブ等）に所属して関東テニス協会へ登録申請する」と、『県外在住・在学の選手でも、関東公認の埼玉県代表を選出する大会に出場できる』という規定です。つまり、現行の関東テニス協会「ランキング対象トーナメントレギュレーション」の参加資格は、「県外在住・在学選手の参加を容認する規定」となっていることから、埼玉県側としても「県民総合スポーツ大会総則」との絡みで、その状況を放置することはできないとの判断の下、総則を遵守すべきとの立場を上記（1）（2）（3）により示したものと受け止めています。この件については、現在、日本テニス協会に対しても、「レギュレーションの参加資格を改訂すべきである」と関東テニス協会への調整を再三申し入れています。JTAは真摯に取り上げようとせず現在も調整を継続中です。

結果として、2021年度の申請において、埼玉県ジュニアテニス選手権大会の要項が県民総合スポーツ大会総則の条件（参加資格）をクリアできていないために、当協会としてもや

むを得ず申請対象から外さざるをえなくなりました。

本件は、埼玉県ジュニアテニス選手権大会に「県民総合スポーツ大会」の冠をつけること、ができないということにとどまらず、近い将来に起こりうる問題として、大会開催に欠かせないコートの優先的な確保について（特にジュニア大会は、一般・ベテラン大会に比べてコート使用頻度が各段に高い）重大な影響を懸念せざるを得ません。加えて、現在は減免措置を受けているコート使用料についても影響が及びかねず、埼玉県在住・在学のジュニア選手並びに保護者の皆さん並びに当協会の運営にとっても死活問題となりかねません。埼玉県で開催される最も権威あるジュニアの大会として、「県民総合スポーツ大会」の冠をつけることは県民の立場からすれば至極当然のことであり、そのためには当協会が主張する「大会の参加資格は県内在住・在学とする」べきであり、これは県民の誰もが納得することだと確信しております。テニスを愛する皆様のご理解をお願い致します。

参考資料) 埼玉県県民生活部からの「大会実施予定調査について」(2021/1/20 付)



ス振第426-2号
令和3年1月20日

各競技団体の長 様

埼玉県民生活部スポーツ振興課長
小谷野 幸也 (公印省略)

第34回県民総合スポーツ大会実施予定調査について (照会)

日頃、本県スポーツ・レクリエーションの振興に格別の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記大会の開催に当たり、大会実施予定を調査します。

つきましては、「別紙様式2-1～3」により、貴団体の大会予定を御回答くださるようお願いいたします。

記

1 回答期限 令和3年3月12日(金) (FAX、E-mail可)

2 その他

- (1) 「国民体育大会埼玉県予選会」については、「県民総合スポーツ大会」として実施することとしていますので、予定調査票に必ず御記入ください。
- (2) 調査票に記入した大会については、名称に「県民総合スポーツ大会」の冠を付けていただくと共に、大会要項等の共催に埼玉県を入れるようお願いいたします。
- (3) 大会前に、大会要項を提出いただきますので御了承ください。
- (4) 本調査を基に助成対象大会の決定及び賞状の発注を行いますので、回答期限を厳守くださるようお願いいたします。
- (5) 大会実施予定のない場合は「予定なし」として御回答ください。
- (6) 今年度、新型コロナウイルスの影響により使用しなかった賞状用紙につきましては、破碎や焼却等による他に利用されない方法で処分してください。

<回答・問い合わせ先>

埼玉県民生活部スポーツ振興課
企画・生涯スポーツ担当 三枝 英明・荒井 貴裕
(県民総合スポーツ大会実行委員会事務局)
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL 048-830-6959
FAX 048-830-4967
E-mail a6940-03@pref.saitama.lg.jp